



野崎地平 税理士事務所ニュース

野崎地平税理士事務所

税理士・CFP® 野崎地平
住所 長崎市文教町 10-11 三上ビル 101
TEL 095-814-8011 FAX 095-814-8022
Email chihei@r4.dion.ne.jp
http://www.nozaki-chihei.jp/



【特集】平成 17 年より実施される税制改正項目

税制改正は毎年行われていますが、だんだん複雑になりつつあること、実施時期がそれぞれ異なることから、正しく把握することはなかなか困難なようです。そこで今回は改正時期ではなく実施時期に注目して、H17 年の確定申告（H18 年 3 月申告分）より実施される項目をまとめてみました。一部、減税となるものがありますが、増税となるものの方が圧倒的に多いようです。

【1】消費税の納税義務者の拡大（15 年度改正）**増税**

平成 15 年における売上高が 1000 万円（改正前は 3000 万円）を超えれば、平成 17 年は消費税を納税する義務が生じます。法人の場合、平成 17 年 3 月末決算、17 年 5 月申告納付分より順次適用されます。これにより、大半の事業者が消費税の申告納付をしなければならなくなります。

【2】消費税の簡易課税制度の適用上限引き下げ（15 年度改正）**増税**

平成 15 年における売上高が 5000 万円（改正前は 2 億円）を超えれば、平成 17 年は消費税の計算方法のうち簡易課税制度を選択することが出来ず、本則課税制度で計算しなければなりません。法人の場合、平成 17 年 3 月末決算、5 月申告納付分より順次適用されます。

【3】住宅ローン減税の縮小（16 年度改正）**増税**

平成 17 年居住分より平成 20 年まで控除額が順次縮小されます。すこしずつ減税額が少なくなります。

【4】青色申告特別控除の増額（16 年度改正）**減税**

青色申告の申請をしていて、複式簿記という方法でしっかり帳簿をつけている方には、これまで 55 万円の控除が認められていましたが、その控除額が 65 万円に増額されます。なお、これまで認められていた 45 万円の控除は廃止されます。白色申告の方は青色申告の届出書を提出して、帳簿をキッチリつけければ 65 万円の控除（経費と同じ。）が認められるということです。

【5】老年者控除の廃止（16 年度改正）**増税**

年齢 65 歳以上、所得金額 1000 万円以下の方には老年者控除 50 万円が認められていましたが、この制度が廃止されることになりました。残念ながら、大半のお年寄りには増税となってしまいます。

【6】65 歳以上の方に対する公的年金等控除の縮小（16 年度改正）**増税**

年齢 65 歳以上の方については年金から控除される公的年金等控除額が縮小されます。例えば年金収入 250 万円の方で控除額は 140 万円から 120 万円へ縮小します。一部のお年寄りには増税となります。

【7】住宅ローン控除の対象となる中古住宅の要件緩和（17 年度改正）**減税**

平成 17 年 4 月以降、地震に対する安全基準に適合する中古住宅については、築後経過年数に関する要件（非耐火住宅：築 20 年以内、耐火住宅：25 年以内）にかかわらず、住宅ローン減税等の特例措置の適用対象となります。中古物件の需要がこれまで以上に高まるのではないかと思います。

【8】国民年金保険料の納付証明書貼付義務付け（17 年度改正）

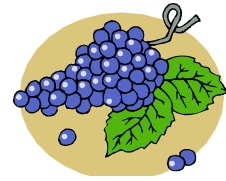
確定申告又は年末調整の際に、国民年金保険料の納付証明書を貼付することが義務付けられます。今年から社会保険庁から送付されてくる証明書は失くさないように注意しましょう。

17 年より実施される改正項目は非常に多いですね。ご不明な点はお気軽におたずねください。

【お知らせ】

セミナーや会合でお話させていただきます。

このところ、税制改正や消費税、住宅取得、生命保険、資金繰りなどのセミナーの講師をさせていただく機会が増えています。大変ありがたいことだと感謝しています。少しでも皆様のお役に立てることは大変嬉しいことで、お話をいただいた場合には、できる限り、お受けするようにしています。私自身にとっても準備をしたり皆様とお話することで、より理解が深まり、大変いい勉強になります。セミナーや会合などでお役にたてる機会があれば、喜んでおうかがいします。どうぞお気軽にご相談ください。



より良いサービスをご提供するためには・・・

はやいもので税理士として、独立開業してから 4 年が経ちました。お客様やお取引先の皆様いろいろなご指導いただき、ここまで順調にきていると思います。本当にありがとうございます。今後は、皆様にご提供するサービスの内容をもっと良くしていく所存です。ご意見、ご要望、大歓迎です。簡単なアンケートをお願いすることもあるかもしれませんが、ご協力の程、よろしくお願いたします。

【最近思うこと】『鏡の法則』

「鏡の法則」を、ご存知でしょうか。自分の内面や行動が自分に返ってくるというものです。

例えば、あなたが笑顔ならば、相手も笑顔。あなたがしかめっ面なら、相手もしかめっ面。あなたが誰かを褒めれば、誰かに褒められる。逆に誰かの悪口を言うと誰かに悪口を言われる。誰かを助ければ、誰かに助けられる。逆に誰かの足を引っ張れば、誰かに足を引っ張られる。感謝すれば、感謝される。ありがたいと言えば、ありがたいと言われる・・・

つまり、あなたの今の環境や境遇、あなたのまわりに起こる事柄は誰かのせいではない。自分自身の内面や行動がそのようなかたちとなって現れているということです。

この話を聞いて私自身を観察してみると、なるほど、さっきの例えのとおりなのです。ですから最近が良いことや悪いことが起きたときは、自分の行動や考えを顧みるようになりました。皆様はどのようにお考えになられるでしょうか。



【最近のニュース】

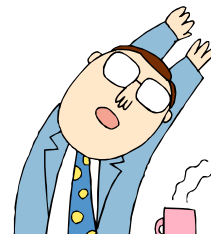
今年、初の人口減の可能性・予測より 2 年早く（8/23）

今年上半年（1 月～6 月）の赤ちゃんの出生数が死亡者数を下回り、半年間で人口が 3 万 1034 人減ったことが厚生労働省の人口動態統計で分かりました。下半期もこの傾向が続けば人口がはじめて減少に転じることになります。政府の予測よりも 2 年早く「人口減少時代」に突入し、年金などの社会保険制度に影響を与えそうです。しかし、マイナスの面ばかりではなく、一人当たりの道路、住宅などの利用可能面積が広がるため、生活、文化により一層のゆとりが生まれることも考えられます。



月例経済報告「景気の踊り場脱却を宣言」（8/10）

政府は 8 月の月例経済報告で景気の基調判断を上方修正し、「景気は踊り場の状況を脱却している。」と発表しました。個人消費は緩やかに増加し、輸出は持ち直しているとのこと。しかし過去最高値で推移する原油価格に加え、在庫が過剰な企業も多いことから、民間にはまだ慎重論があります。いずれにしても前向きにバリバリいきたいものです。



国民生活金融公庫の金利情報 普通貸付（5 年以内）・・・1.6%（8/30 現在）

国民生活金融公庫や銀行からの融資をご検討の方は、当事務所にご相談ください。

【面白本のご紹介】

『成功者の運命の鍵 CHANCE』

飛鳥新社 著者 犬飼ターボ 税込 1,500 円
私がこの本を読んで、一番心に残ったのは「他の人の成功を助けることが成功の鍵」ということでした。以下、目次から一部をご紹介します。

- ・ビジネスの成功だけでは幸せになれない。
- ・成功者が例外なく使う法則
- ・どんな人も成功者として生まれている。
- ・人生は思った通りにしかならない。
- ・「夢リスト」に書いたものは実現する。
- ・成功者に不況は関係ない。

著者は「星の商人」という小説も最近出版しています。商売をはじめたばかりの青年が成長する姿を描いたもので、こちらもおすすめです。

